

奈良市幼保施設運営事業者選定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市幼保施設運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「幼保施設」とは、奈良市立学校設置条例（昭和39年奈良市条例第16号）に規定する幼稚園、奈良市立保育所設置条例（平成17年奈良市条例第26号）に規定する保育所及び奈良市立こども園設置条例（平成26年奈良市条例第52号）に規定するこども園をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、幼保施設の運営を移管しようとする法人の候補者（以下「運営事業者」という。）を選定するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 運営事業者の審査に関する事。
- (2) 運営事業者の選定に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、幼保施設の運営の移管に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 特別の事項を審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、臨時委員は運営を移管しようとする幼保施設に係のある者のうちからそれぞれ市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 公認会計士
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該幼保施設に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、本市職員、有識者その他の関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第10条 委員及び臨時委員に支給する報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第11条 委員及び臨時委員に支給する費用弁償の額は、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例別表第2に定める額とする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、子ども政策課において処理する。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。